

令和8年度 大分市中小企業者経営力強化促進補助金 (知的財産権取得促進事業) 募集要領

知的財産権の取得を促進するため、日本国内の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願を支援します！

大分市中小企業者経営力強化促進補助金

①人材育成応援事業(自主研修・外部研修)

②BCP 等策定等支援事業

③知的財産取得促進事業

④事業承継等支援事業

～支援内容～

内容	補助率	補助限度額
特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願	2分の1	特許権・実用新案権:20万円/件 意匠権・商標権:10万円/件 ※1事業者につき、年度内50万円に達するまで複数回申請可

■申請期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※申請期間中であっても、予算が無くなり次第、申請の受付を終了します。

■提出・問合せ先

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(本庁舎9階)

TEL:097-537-5875(直通) FAX:097-533-6117

e-mail:hanro@city.oita.oita.jp

知的財産権取得

検索

大分市 HP 内検索バー

令和8年4月

大分市商工労働観光部 創業経営支援課

令和8年度の主な変更点等

補助事業の内容は、適宜見直しを行っており、以下は、主な変更点のため、これまで本補助金を利用した事業者様においても、必ず、この書類(募集要領)やホームページをご一読の上、申請してください。(提出書類様式等も一部変更になっています。)

(1) 現金での補助対象経費の支払いについて

補助対象経費であっても、1取引10万円(税抜)を超える現金支払いは対象外とします。

銀行振込み等を利用してください。(領収書不可)

なお、以下の場合は現金(領収書)でも構いません。

・1取引10万円以下の支払いの場合

・補助対象経費を支払う先が、現金のみによる支払を指定する場合

※郵便局で購入された特許印紙の領収書も、支払確認書類として認められません。

※振込みの記載がある領収書であっても、支払確認書類として認められません。

※1取引を分割で支払う場合でも、取引全体で10万円(税抜)を超える現金支払いは補助対象外とします。

※そのほか詳細は、「8. 補助対象経費の支払方法」を必ずご確認ください。

1. 補助対象事業

知的財産権取得促進事業

2. 補助対象者

次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者※とします。

- ① 個人事業主:大分市内に住所及び事業所を有していること
法人:大分市内に本社または支社等を有していること
- ② 大分市内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- ③ 国、県その他の機関から補助対象事業について他の補助金等の交付を受けていないこと

上記①～③に関わらず、以下の者は対象となりません。

- 市税を滞納している者
- 暴力団対策法第2項第6条に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切と認められる事業を行っている者
- その他市長が不適当と認める者

※中小企業者

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項に規定(以下の表参照)する中小企業者をいい、ただし、次に掲げるものを除きます。

- 発行済株式の総数の2分の1以上を同一の大企業等(中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。)が所有し、又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業等が出資している者
- 発行済株式の総数の3分の2以上を大企業等が所有し、又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業等が出資している者
- 大企業等の役員又は職員を兼ねている者の数が、役員総数の2分の1以上を占めている者

【産業競争力強化法で定める中小企業者の主な業種】

主な業種※1	資本金の額 または出資の総額	従業員※2の数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
企業組合		
協業組合		
商店街振興組合		

※1 表記以外の業種は、産業競争力強化法第2条第24項をご覧ください。

※2 常時使用する従業員

3. 事業内容・補助対象経費

事業内容	補助対象経費	備考
新製品、新技術又は役務に係る国内の知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の出願を行う事業	<u>特許権・意匠権・商標権の出願</u> 出願料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬 <u>実用新案権の出願</u> 出願料、電子化手数料、登録料（3年間分に限る。）及び弁理士に対する報酬 ※消費税及び源泉徴収税は補助対象外です。	※ 同一年度に、すでにこの補助金の交付を受けた知的財産権の出願費用は交付の対象としません。（他の事業者が既に交付決定を受けた共同出願費用を除く。）

※補助対象経費に以下との取引による経費が含まれる場合は補助対象事業としません。ただし、以下の事業者と取引を行うことがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではありません。（事前にご相談ください。）

- 申請者の自社内及び親会社、子会社、グループ企業等関連会社
- 申請者が組合の場合は、その会員たる組合員
- 申請者が組合連合会の場合は、その会員たる組合及び当該組合の組合員
- 申請者の代表者若しくは役員の親族（本人を含み3親等以内のものをいいます。）が経営する会社もしくは申請者の代表者若しくは役員の親族

※他の事業者と共同で出願を行う場合、**持分比率に応じた額**（申請者が負担する金額の範囲内）が**補助対象経費**となります。（**持分比率及び出願に係る経費の総額がわかる書類の提出が必要**です。）

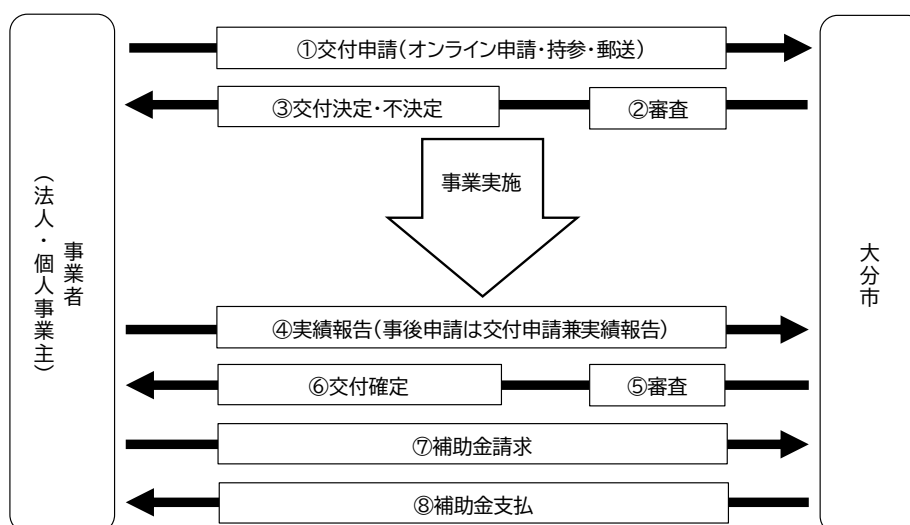
4. 補助率・補助金の額

- 補 助 率:2分の1
- 補助限度額:
【特許権または実用新案権】20万円/件
【意 匠 権 または 商 標 権】10万円/件
※交付を受けることができる補助金の限度額は、50万円/年度です。
※限度額に達するまで複数回申請可能です。

5. 留意事項

- ① 前年度に出願したものは対象外です。
- ② 次に掲げる経費は、補助の対象としません。
 - ・ 補助対象経費であると明確に判断し、または区分することができない経費
 - ・ 交付決定日前に発生（事後申請を除く）し、または実績報告日までに支払が完了していない経費
 - ・ 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費
 - ・ 社会通念上、著しく高額または不適切と認められる経費
 - ・ その他補助することが適当でないと認められる経費
- ③ 事後申請の場合、事業実施後の申請となりますので、事前に補助要件を確認してください。
- ④ 補助対象経費にかかる見積書の徴取先については、地場企業の育成及び地域経済の振興の観点から、事業に影響のない範囲で大分市内事業者を優先するようお願いします。

6. 事業のスキーム



※事後申請の場合、④のタイミングで申請を行います。(⑤以降の流れは事前申請と同じです。)

7. 申請期限・提出書類・提出方法

■申請期限

【事前申請の場合】出願予定日の**14日前**(年末年始を除く)前までに提出してください。

【事後申請の場合】事業完了日から起算して**30日以内**または、**令和9年3月31日(水)**のいずれか早い日までに提出してください。

※事業完了日・出願番号通知発送日(オンライン出願の場合は受領書の受領通知日)または補助対象経費支払日のいずれか遅い日

※不備がある場合は、受理できません。

■提出書類

事前申請		事後申請	
☐ ポイントチェックシート ☐ 交付申請書(様式第1号)		☐ ポイントチェックシート ☐ 交付申請書兼実績報告書(様式第8号)	
☐ 出願概要書(別紙第4号)		☐ 出願概要書(別紙第4号) ☐ 出願書及び出願に係る書類⑤ ※商標権は、出願書のみ ☐ 出願番号通知⑤(宛名面と中面のどちらも必要。オンライン出願の場合は受領書。)	
☐ 収支予算書(別紙第6号) ☐ 経費内訳書(複数の出願をまとめて申請する場合のみ。収支予算書には全ての内訳の合計額を記載。) ☐ 算定根拠の分かる書類(弁理士からの見積書、特許庁 HP 掲載の出願料金表等)		☐ 収支決算書(別紙第12号) ☐ 経費内訳書(複数の出願をまとめて申請する場合のみ。収支決算書には全ての内訳の合計額を記載。) ☐ 算定根拠の分かる書類(弁理士からの請求書、特許庁 HP 掲載の出願料金表等) ☐ 支払いが確認できる書類 ※提出書類などの詳細は、必ず「8. 補助対象経費の支払方法」をご確認ください。	
☐ 市税完納証明書等⑤(申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの) ☐ 誓約書(別紙第13号) ☐ 持分比率および出願に係る経費の総額が分かる書類(他の事業者と共同出願する場合のみ)			
法人	☐ 履歴事項全部証明書⑤(申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの)		
	☐ 最新の決算書(貸借対照表・損益計算書)⑤ ※申請者名の記載がない場合は表紙も提出		
個人事業	☐ 開業届⑤または事業開始年月日が分かる書類		
	☐ 住民票⑤(申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの)		
	☐ 最新の確定申告書または市民税・県民税申告書⑤		

※「様式」及び「別紙」は、以下のいずれかの方法で当補助金のページにアクセスし、ダウンロードできます。

- ①大分市ホームページ内の検索バーにて、「知的財産権取得促進事業」で検索
- ②大分市ホームページのトップページの [組織から探す](#) >>> [商工労働観光部](#) >>> [創業経営支援課](#) >>> [提供情報\(創業経営支援課\)](#) の順でクリック

■提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。(提出先は「10. 提出・問合せ先」参照)

- ・ 電子申請(本補助金のホームページからアクセス可能です。)
- ・ 直接持参(事前に担当者の在席を確認のうえ、ご来庁ください。)
- ・ 郵送

8. 補助対象経費の支払方法

補助対象経費の支払いが、**一取引10万円(税抜)を超える場合、現金での支払は補助対象外**になります。(領収書不可)

なお、10万円以下の支払の場合や、補助対象経費を支払う先が、現金による支払を指定する場合は、この限りではありません。(現金による支払を指定している場合、そのことが確認できる書類の提出が必要です。また、現金と振込を選択できる場合、現金支払いは補助対象外とします。)

支払い方法	提出書類(参考)	備考
銀行振込	窓口・ATM 払の場合 銀行振込明細書⑤ or 振込金受取書(振込受付書)⑤ or 通帳の該当ページ・口座名義が確認できるページ⑤ ネットバンキングの場合 金額、振込日、口座名義等が確認できる記録を印刷したもの(支払い完了ページ)	● 該当及び関連箇所以外(残額等)は黒塗り等してください。 ● 銀行振込明細書は受付完了画面の写しは認められません。支払完了済であることが分かる画面を提出してください。
クレジットカード	以下の①～②の書類を提出してください。 ① カード会社が発行するカード利用代金明細書⑤(ウェブの場合はプリントアウト) ② 通帳の該当ページ(クレジットカード決済口座)⑤・口座名義が確認できるページ⑤	● 1回払いに限ります。 ● 口座引落日が令和9年4月1日以降の場合は、補助対象外になります。 ● 該当及び関連箇所以外は黒塗り等してください。

- ・**郵便局等で購入された特許印紙の領収書**も、支払確認書類として**認められません**。
- ・振込みの記載がある領収書であっても、支払確認書類として認められません。
- ・1取引を分割で支払う場合でも、取引全体で10万円(税抜)を超える現金支払いは補助対象外とします。
- ・資金の移動が確認できない回し手形や相殺による決済は認められません。
- ・決済は法定通貨とし、クーポン、ポイント、金券、商品券、仮想通貨の利用等は認められません。

9. 注意事項

- 申請等書類の内容については、本補助金にかかる業務以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- 提出いただいた書類等の個人情報は、本補助金における補助事業者の決定及び決定後の支援以外の目的で使用することはありませんが、採択された場合は、法人名・代表者名(個人事業主にあつては屋号、個人名)等を公表することがあります。
- 本補助金は精算払いとなります。事業実施にかかる費用はご自身で全額負担いただき、実績報告書提出後、証拠書類をもとに金額を確定し、請求書受理後に、指定の口座へお振込みします。
- 事後申請の場合、申請時に予算が無くなっている場合がありますので、予めご承知おき願います。
- 予算に限りがあるため、予算額に達した場合は申請受付を締切ります。
- 事業実施にあたっては、「大分市補助金等交付規則」、「大分市中小企業者経営力強化促進補助金交

付要綱」及び「大分市中小企業者経営力強化促進補助金交付要領」を必ずご覧ください。(本補助金のホームページからご覧いただけます。)

- 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、補助金を受領した年度の翌年度から起算して5年間、常に整備しておく必要があります。

10. 提出(持参または郵送の場合)・問合せ先

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班

- 住 所:〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(本庁舎9階)
- T E L:097-537-5875(直通)
- F A X:097-533-6117
- E-mail:hanro@city.oita.oita.jp